

2020年5月22日

芝浦機械株式会社
取締役会 御中

株式会社オフィスサポート
代表取締役 池田 龍哉



拝啓

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

本日は、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）に基づく対内直接投資の届出手続きについて先週から今週にかけての弊社と貴社とのやり取りについて、以下のとおり、ご連絡致します。

今般、外為法が改正され、これによって貴社の株主である弊社と株式会社エスグラントコーポレーション（以下「弊社ら」といいます。）は、2020年6月7日から同法の外国投資家に該当することとなります。これに伴い、弊社らは、所管官庁に対して対内直接投資の届出を行うこととなり、貴社に対し、届出に必要となる情報についてご照会のご依頼を致しました。このご依頼について、先週から今週にかけて、弊社の福島と貴社の総務部長富永聡様との間で次のようなやり取りがありました。

- ① 2020年5月8日 財務省が対内直接投資の銘柄リストを公表し、これにより貴社がコア業種を含む指定業種を営んでいることが判明。
- ② 5月11日 弊社から貴社に対し、貴社及び貴社連結子会社の事業がいずれの指定業種、コア業種に該当するかについて電話とメールにてご照会申し上げ、5月15日までに貴社からご回答を頂く約束をする。
- ③ 5月15日 貴社から照会事項に回答するかどうかを含めて結論が出ていない旨の連絡を受ける。
- ④ 5月17日、18日 約束の期限を過ぎても照会事項に対する回答がないため、弊社から貴社に対し、少なくとも財務省からの照会に対する回答内容について回答されたいと要請。
- ⑤ 5月18日夜 貴社は、弊社に対して「当社HP等をご覧になって頂いた上で、御社の理解に従ってご記入頂き、当局にご提出下さい。」とのメールを送信し、弊社の照会事項に対する回答を拒絶。

弊社の貴社に対する照会事項についてのやり取りは上記のとおりですが、弊社や弊社のグループ会社（以下合わせて「弊社グループ」といいます。）において、他の上場企業に対しても同様の照会を行いました。貴社以外の上場企業からは全て快く照会事項に対するご回答をいただいております。ご回答いただいた会社様は、外為法に基づく届出が国の制度

として必要なものであることを十分認識し、それに協力することは社会の公器たる上場企業としての責務である自覚されているのだと思います（なお、日本銀行作成にかかる「外為法 Q&A（対内直接投資・特定取得編）令和2年5月改訂」の Q24 に対する回答において、「投資先企業への確認」という作業が明記されています。）。

上記のとおり、弊社グループの照会事項に対する回答を拒否された上場企業は、貴社のみです。弊社子会社の貴社株式に対する公開買付期間中に、あれほど外為法の手続きを強調されていた貴社ですから、上場企業の中で最も協力的であろうと予想していたのですが、その貴社が手続きに対する協力を一切拒否されるというのは、全く理解に苦しみます。

貴社が協力を拒否されたことにより、財務省は弊社の問い合わせに対応するほか、経済産業省にも問い合わせ、経済産業省もこれに対応することになりました。貴社は、中央官庁も新型コロナ対応で苦勞している時期に、このような迷惑をかけてしまったわけです。また、遡れば、貴社は、弊社子会社による公開買付期間中に、財務省に弊社グループに外為法違反の疑いがあるなどと根拠のない申告をしたため、弊社グループは、財務省に2回出向いてご説明し、ご理解をいただきました。その際も、貴社は、財務省の手を煩わせています。貴社がこのような対応を行うことによって、貴社が中央官庁からの信頼を失えば、貴社の企業価値にとってマイナスです。

弊社らは、コーポレートガバナンス・コード基本原則5【株主との対話】に則った貴社との建設的な対話を望んでおり、来月には坂元社長におかれて弊社との対話を再開される旨のご回答を頂いています。

そのような中で、今回の貴社の対応は誠に残念であり、貴社の企業価値向上に全く繋がらないどころか、上記のとおりマイナスの影響があると考えられます。今後、このようなことが起きないように強くお願いすると共に、本書簡に対する取締役会としてのご見解をご回答頂けますようお願い致します。

敬具